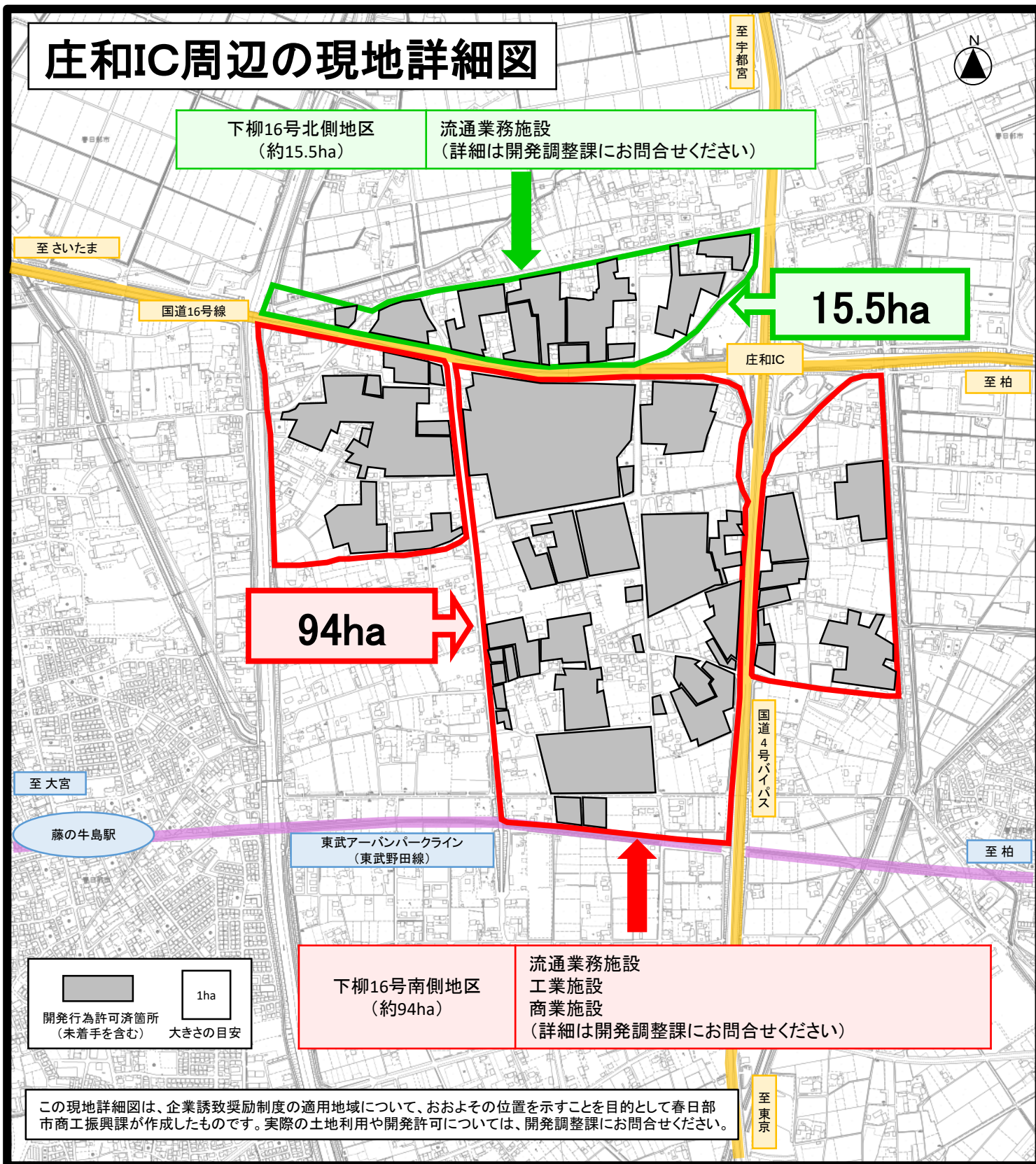


庄和IC周辺の現地詳細図



春日部市企業誘致奨励制度（この制度についての詳細は商工振興課にお問合せください。）

春日部市では、適用地域（上記地図の赤枠及び緑枠内等）に工場等（流通業務施設、工業施設、商業施設）を新設し、対象要件を満たす者に対して奨励金を交付しています。

【対象要件】次のいずれにも該当する事業者

- ・敷地面積が1,000㎡以上
- ・延床面積が300㎡以上
- ・常時雇用従業員数が10人以上もしくは市内に住所を有する常時雇用従業員数が5人以上

【奨励金の内容】

- ・固定資産税相当額に各年度ごとの割合を乗じた額を3年間交付
(第1年度...10/10、第2年度...9/10、第3年度...8/10)
- ・水道加入分担金相当額に5/10の割合を乗じた額を交付(初年度のみ)